

指定管理者の指定について

指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和5年2月10日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市女性会館	名古屋市守山区小幡南一丁目9番15号 有限会社アイ・ティー・オー 取締役 伊 藤 克 恵

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

（生涯学習部生涯学習課）